

KIZUNA 通信 特別号では、毎年この時期に皆様からご質問を頂く「ふるさと納税」と「医療費控除」の2点を特集いたします。
ご不明な点等ございましたら、弊社までお気軽にお問い合わせください。

TOPIC

01 ふるさと納税



WRITER 高橋

1 ふるさと納税って？

都道府県・市区町村への「寄附」のこと。

原則として自己負担額の2,000円を超える部分について、一定の上限（上限額）まで所得税と住民税（市民税・県民税）から控除されます。

2 限度額と期限は？

限度額は課税所得額（収入から経費及び所得控除を差し引いた金額）によって異なり、右の図の算式を使うとおおよその目安が計算できます。

但し寄附を行う時点では課税所得額は確定していない為、計算式はあくまでも目安となります。実際の控除額は寄附した年の所得に応じるので、ご注意ください。※総金課税の場合

課税所得金額	A 住民税 (基本)	B 所得税率	C 復興税率	D 課税所得に対する係数 D=1-A-(B×C)
195万円以下	10%	5%	1.021	0.84895
~330万円以下	10%	10%	1.021	0.79790
~695万円以下	10%	20%	1.021	0.69580
~900万円以下	10%	23%	1.021	0.66517
~1,800万円以下	10%	30%	1.021	0.59370
~4,000万円以下	10%	40%	1.021	0.49160
4,000万円超	10%	45%	1.021	0.44055

計算方法

$$\text{控除限度額の目安} = \frac{\text{課税所得金額} \times 0.02}{\text{D 課税所得金額に対する係数}} + 2,000 \text{円}$$

一緒に計算してみましょう！

控除限度額の目安

=

課税所得金額

×0.02

D 課税所得金額に対する係数

+2,000円

期限はその年の1月1日から12月31日までで一区切りとなり、例えば令和4年3月に確定申告をされる方は、寄付金受領証明書において前年の令和3年1月1日から12月31日が寄付日と記載されているもののみ、控除対象となります。納付方法により寄付日とされる日が変わる為、注意が必要です。

その年における課税所得額の見込額や、その他ご不明な点がございましたら是非ご相談ください！

各納付方法の寄付日

クレジットカード払い：寄付申し込みが完了した日

納付書払：金融機関などで支払い・振込手続きをした日

携帯キャリア払い：携帯電話の料金と一緒に支払う日

銀行振込：総務省リーフレット付属の振込取扱票を

コンビニ支払い：コンビニで支払いをした日

利用して振込をした日

ペイジー支払い：各金融機関のインターネットバンキング または ATM における送金日

現金書留：自治体が現金書留を受け取った日

02 医療費控除

1 医療費控除って？

ご本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費がある時は、下記の算式によって計算した金額が医療費控除として所得金額から差し引かれます。

計算方法

$$\boxed{\text{その年中に支払った医療費}} - \boxed{\text{保険金などで補填される金額}} - \boxed{\text{10万円または所得金額の5\% (どちらか少ない金額)}} = \boxed{\text{医療費控除額 (最高200万円)}}$$

ただし、医療費控除により軽減される税額は**その方に適用される税率により異なります。**

2 必要な書類は？

- 病院、薬局の領収書

控除の対象となるものはその年の1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費に限ります。(未払となっている医療費は、実際に支払った年の控除対象となります。)

- 通院にかかった交通費の領収書

公共交通機関及び**緊急時や夜間に利用**したタクシー代等は医療費に含まれます。

- 高額療養費制度の払い戻し分や保険会社から支払われた保険金の額

支払った医療費から受け取った保険金等を差し引いて、なお医療費が10万円を超えた場合、医療費控除を受けることができます。

- 医療費のお知らせ

3 控除対象にならない医療費は？

予防接種、美容目的、疲労回復や健康増進のための医療費は控除の対象になりません。

例えばインプラント治療を行う場合、咀嚼障害のためでなければ医療費の控除の対象になりますが、審美目的であれば対象になりません。判断に迷う医療費について確認されたい方は、担当者までご相談ください。

03 書類のまとめ方



WRITER 後郷

1 医療費控除作業手順

- ご自身、ご家族、人ごとに領収書の分類を行ってください。
- 各々の領収書を**医院ごと**に分類を行ってください。
- 医院への移動で公共交通機関等を使った場合は、その医院の領収書と一緒にしてください。
- 医院、交通費の領収書を医院ごとにホッチキス留めをお願い致します。

弊社でこの様に記入いたします

令和3年分確定申告 齊藤 司享 様 医療費控除シート					医療費合計	32,690
					交通費合計	0
					合計	32,690
病院薬局	マキタ薬局	中川歯科医院	かわさき耳鼻咽喉科	ナジマ整形外科クリニック	GOGO眼科	
氏名	齊藤 司享	齊藤 司享	齊藤 博子	齊藤 雅彦	齊藤 雅彦	
金額	350	4,050	3,020	3,500	2,860	
	910	3,500	3,120		400	
	780	3,200	550			
	3,200		500			
	650					
医療費合計	5,890	10,750	7,190	3,500	3,260	
1回当交通費						
直接入力						
交通費合計	0	0	0	0	0	
控除額合計	5,890	10,750	7,190	3,500	3,260	
齊藤 司享						